

(平成22年3月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年11月まで
② 昭和41年1月から同年11月まで
③ 昭和43年2月及び同年3月

申立期間①については、国民年金が開始されたころ、私はA市B区で独り暮らしをしており、自宅に区役所から集金人が来たので国民年金の加入手続きを行い、毎月、集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、実家で母親と同居しており、母親が保険料を納付してくれていたと思う。申立期間③については、昭和43年2月に結婚し、集金人に保険料を納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③は2か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年8月にC区において払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認される。この時点で、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は同年2月1日とされていることが特殊台帳により確認できることから、申立期間は過年度保険料となり、同市では、国民年金に加入した場合、さかのぼって納付可能な過年度保険料について納付書を作成し、納付勧奨を行うのが通例であったことが確認

できる上、申立人は、同年4月以降、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、当時、単身で居住していたB区において、国民年金制度発足後すぐに国民年金に加入し、毎月、集金人に国民年金保険料を納付したとし、申立期間②については、当時、同居していた申立人の母親が保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、前述のとおり、国民年金に加入した時点で、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は昭和43年2月1日とされていることが特殊台帳により確認できることから、申立期間①及び②はいずれも国民年金に未加入の期間であり、申立人又はその母親は当該申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人又はその母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から45年3月まで
② 昭和47年10月

申立期間①については、昭和45年5月*日の結婚を契機に、A区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料として37万8,000円を同区役所で納付した。妻は納付済みとなっているが、私の分は未納とされていることに納得できない。

申立期間②については、昭和47年11月に、個人事業の法人化に伴い、厚生年金保険に切り替えたが、それまでは国民年金保険料を払っているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険の被保険者となったことに伴い、国民年金の被保険者資格を昭和47年10月12日に喪失し、同年10月から48年3月までの国民年金保険料が還付されていることが特殊台帳から確認できる。しかし、申立人が厚生年金保険の被保険者となったのは、同年11月1日であることがオンライン記録において確認でき、同年10月については、国民年金の強制加入期間であり、保険料を還付する対象期間ではないことから、還付事務処理が適切に行われなかったものとみるのが相当である。

一方、申立期間①について、申立人は、A区役所で申立期間の国民年金保険料額として37万8,000円を納付したとし、申立人の妻が昭和55年2

月 20 日に、特例納付していることが領収済通知書で確認できることから、この時期に申立期間①の保険料も特例納付したと主張している。

しかしながら、申立人が特例納付したとする国民年金保険料額は、申立期間①の保険料額とは相違し、区役所で国庫金である特例納付を行うことはできない上、特殊台帳に特例納付した旨の記載も無いことから、申立期間について特例納付しなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 47 年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月及び49年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月
② 昭和49年10月から同年12月まで

平成20年3月に年金の記録照会をした結果、昭和46年8月及び48年4月から49年3月までの期間が判明し、その後、同年4月から同年9月までについても判明した。申立期間の国民年金保険料についても、母親が保険料を納付してくれていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は1か月、申立期間②は3か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、厚生年金保険及び共済組合への切替手続も適切に行っていることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、昭和46年8月及び48年4月から49年3月までの期間について、別の国民年金手帳記号番号が判明したために、平成20年4月15日に納付済みとして記録が追加されたが、申立期間②直前の昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料納付済みの期間は、特殊台帳では未納とされていたところ、申立人が、当時居住していたA県B郡C町の国民年金被保険者名簿においては、納付済みと記録されていることが確認されたことから、平成21年4月28日に納付済みとして記録が追加されたものであることを踏まえると、申立人について、行政側の記録管理が適正に行われていなかった

た可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間①及び②については、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年10月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人の母親は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点で、申立期間は、現年度納付が可能である上、申立期間の前後を通じて申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親の住所地や生活状況に大きな変化は無かったとしていることを踏まえると、申立期間についても保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 36 年ごろ、区役所から国民年金に加入するよう勧奨され、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、夫婦一緒に集金人に納付していた。申立期間の保険料について、妻は納付済みであるにもかかわらず、私のみ未納とされているのは納得できないため、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料についても、夫婦一緒に集金人に納付していたとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 10 月に夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人は、その妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立期間の保険料は集金人に現年度納付することができることを踏まえると、申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立期間に係る申立人の妻の国民年金保険料は、未納とされて

いたが、申立人の妻が所持している国民年金手帳の検認記録欄に、昭和 44 年 2 月 17 日に保険料を納付している検認印が確認できたことから、平成 21 年 11 月 27 日に納付記録が追加されていることを踏まえると、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和36年4月ごろ、自宅に来た区役所職員の勧めにより、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付したと記憶している。改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人は国民年金に加入したものと推認でき、当時、37年4月に発出された厚生省(当時)の通達により、38年6月までは市町村で過年度保険料の収納を行うことができるとされていた時期であり、A市でも集金人が過年度保険料を収納していたことが確認されている上、申立人は、同年4月以降の保険料を納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立人は、この納付に併せて申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、母親が自身の分と一緒に集金人に支払ってくれていた。申立期間が未納とされていることは納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度発足後、速やかに国民年金に加入し、国民年金加入期間について、申立期間を除き、60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立人の保険料を納付していたとする母親も、昭和36年4月以降、保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳においては、申立期間である昭和37年4月から38年3月までの検認記録欄が空白となっていることから、現年度納付されなかったものとみられるものの、同年4月から同年6月までの国民年金保険料は、同年7月22日に現年度納付していることが確認できることを踏まえると、申立人の母親が納付書により、申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1651

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、申立期間については、国民年金保険料を納付し、国民年金手帳に押印してもらっていたので、A社会保険事務所（当時）の平成21年7月31日付けの未納であるとの回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す検認印が有ることが確認できることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②のうち、平成5年4月1日から同年7月1日までの標準報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成5年4月から同年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月8日から55年8月1日まで
② 平成4年9月6日から6年12月11日まで

私は、申立期間①のA株式会社では、最初の給料が4万5,000円くらいで、その後昭和46年から平均8万円から9万円で、その後は10万円以上12万円くらいだった。

また、申立期間②の有限会社Bでは、固定給25万円で入社、その後3か月くらいで固定給40万円になった。

オンライン記録では、申立期間①及び②の標準報酬月額が非常に低くなっている。申立期間①及び②について、調査して、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が所持している有限会社Cに係る給料明細書（申立人の厚生年金保険被保険者資格は、経営者が同じ有限会社Bにおいて取得）から、申立人は、平成5年4月から同年6月までの期間においては、オンライン記録より高い標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち平成5年4月から同年6月までの標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する

法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記の給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成5年4月から同年6月までの標準報酬月額を22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の代表者は既に死亡しており、当該期間当時の状況が確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成5年1月、6年2月及び同年5月については、申立人の所持する給料明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、申立期間②のうち、平成4年9月から同年12月まで、5年2月及び同年3月、同年7月から6年1月まで、同年3月及び同年4月並びに同年6月から同年11月までについては、申立人は給料明細書を所持しておらず、有限会社B及び有限会社Cの元役員に照会したところ、当時の代表者は既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等は保管されておらず、不明である旨回答をしていることから、申立人の申立内容を確認することができない。

このほか、申立期間②のうち、平成4年9月から5年3月まで及び同年7月から6年11月までについては、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②のうち、平成4年9月から5年3月まで及び同年7月から6年11月までの間、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、A株式会社に照会したところ、同社は、申立人に

係る厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等は保管されておらず、不明である旨回答をしていることから、申立人の申立内容を確認することができない。

また、複数の元同僚は、「当時受け取っていた給与と比較して、記録されている標準報酬月額が低いとは思わない。」と供述しており、当該同僚の一人は、「10年くらい前、当時の給料明細とオンライン記録とを確認したが、間違いはなかった。」と供述している。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時在籍していた元同僚の標準報酬月額と比較して、申立人の標準報酬月額が特に低いとは言えない。

加えて、上記名簿の申立人に係る標準報酬月額の記録及び企業年金基金が保管するD厚生年金基金の申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の標準報酬月額の記録は、申立人に係るオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和41年2月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年2月から42年9月までは2万2,000円、同年10月から43年5月までは2万4,000円、同年6月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から同年12月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月5日から44年1月16日まで

A株式会社の本店及び支店等に昭和40年3月から53年5月まで継続して勤務していたが、B出張所に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が抜けているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事記録によれば、申立人は昭和40年3月1日に、定期採用によりA株式会社に入社し、53年5月20日に退職したことが記録され、中途退職、中途入社についての記録が無いことから、申立人は申立期間当時当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記記録には勤務地及び異動についての記録は無いものの、A株式会社に保管されている手書きの期末賞与支払一覧表（支払日は不明）に申立人の氏名とともに所属事業所を表す符号と思われる「C」の字が記載されているため、在籍期間は特定できないものの、申立人がA株式会社B出張所に在籍していたことが推認できる。

さらに、申立期間当時、A株式会社B出張所に在籍し申立人と同じ職種に従

事していたとする複数の同僚によれば、申立期間に申立人が、正社員としてA株式会社B出張所に、営業職として勤務していたと供述している。

加えて、オンライン記録において上記複数の同僚のA株式会社B出張所在籍中の厚生年金保険加入記録に空白は無く、すべてA株式会社に係る加入記録となっていることから、申立期間当時、申立人においても同様に同社において被保険者資格を有していたものとするのが相当であり、給与から厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にA株式会社B出張所に勤務し、申立人と同年代で、同じ職種に従事していた複数の同僚の記録から、昭和41年2月から42年9月までは2万2,000円、同年10月から43年5月までは2万4,000円、同年6月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から同年12月までは3万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の複数回の被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格取得届等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年2月から43年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)C工場D部における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月2日まで

昭和30年5月6日から定年退職する平成9年1月20日までA株式会社に継続して勤務していたが、同社C工場から同社E工場に異動した申立期間の厚生年金保険被保険者の加入記録が無い。私の所持する同事業所発行の人事記録には途切れた期間は無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事記録、雇用保険の記録及び健康保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚の供述から申立人が申立期間においてA株式会社C工場D部において勤務していたことが認められる。

さらに、申立期間当時の経理担当者は、「昭和29年から32年ごろまでの間に順次、A株式会社C工場から同社E工場へ移転した時期と、厚生年金保険の本社一括適用の時期が重なったため、厚生年金保険の届出についての手続きミスがあり、厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、適正な届出が行われなかった可能性がある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間についてA株式会社C工場

D部において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場D部に係る昭和32年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の経理担当者は、従業員の厚生年金保険の届出について、適正に行われなかった可能性がある旨回答していることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行なったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から平成 2 年 3 月まで
昭和 58 年 4 月ごろ、父親が A 区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、納付書により金融機関で納付した。申立期間が未納となっているのに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月ごろ、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納付書により金融機関で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、平成 2 年 8 月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間の一部は既に時効により納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、B 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は「登載なし」となっていることが確認できることから、同市では、申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から42年6月までの期間及び43年5月から48年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年12月から42年6月まで
② 昭和43年5月から48年4月まで

私の国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付はすべて母親が行ってくれた。申立期間が未納となっていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の第1回目の国民年金手帳記号番号（*-*）は昭和39年2月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、申立人は厚生年金保険の被保険者となったことに伴い、同年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることが、特殊台帳において確認できる。

また、申立人には、第2回目の国民年金手帳記号番号（*-*）が昭和52年3月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、51年11月30日に国民年金被保険者資格を再度取得するまで、申立期間①及び②については、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらず、いずれも国民年金に未加入の期間であることから、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から平成元年9月までの期間及び同年10月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年9月から平成元年9月まで
② 平成元年10月から2年3月まで

申立期間①については、20歳になり、国民年金の強制加入の対象となったので加入手続きを行い、国民年金保険料は自分で納付したと思う。申立期間②については、平成3年11月20日に納付したことを示す領収証書を持っている。申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になったころ、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、平成3年3月ごろに、A県B市で払い出されたことが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、この時点で、申立期間①の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立期間②については、申立人が所持する領収証書から、平成3年11月20日に、申立期間の国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、申立人が所持する年金手帳では、「初めて被保険者となった日」は

昭和61年9月1日とされていたが、平成3年12月5日に、2年4月1日(任意)に訂正されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立期間の保険料は、資格記録訂正を理由とする過誤納として、4年1月17日に還付されていることがオンライン記録から確認でき、これらの記載内容を踏まえると、この一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年10月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年10月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が厚生年金保険に加入していたために還付したとのことであるが、私は還付を受けた記憶はなく、還付の振込先金融機関名も分からないとの社会保険庁（当時）の説明は信用できない。

私は、申立期間の国民年金保険料については、領収書を所持しており、納付したことは間違いないので、申立期間を年金記録として追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する国民年金保険料領収書により、申立期間の保険料を納付していたことは確認できるものの、昭和49年4月30日に厚生年金保険の被保険者になっていることが確認できることから、申立期間については国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間のうち、昭和49年5月から50年10月までについては、当時の国民年金保険料納付状況を記録している特殊台帳において、「還付金額 ¥18,200」、「還付決定 55. 3. 27」との記載が有り、申立期間のうち、49年4月分については、オンライン記録に「還付金額 900円」、「還付決議 平8. 2. 15」と記載されており、これらの記載内容を踏まえると一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

なお、申立期間の還付処理が2回にわたって行われたのは、平成8年1月4日に厚生年金保険被保険者資格の取得日の変更に伴い、国民年金被保

険者資格が「昭和49年5月1日」から「昭和49年4月30日」に訂正されたことによるものであり、上記のオンライン記録に、金融機関名が記載されていないのは、金融機関が統廃合された場合、金融機関名を記載しないこととされているためであり、当該還付金の振込先は、A銀行B出張所(平成9年3月C支店に統合)であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1656 (事案 1374 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月から 54 年 3 月までの期間及び 57 年 12 月から 58 年 3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月まで

前回の申立期間のうち、納付記録の訂正が認められなかった申立期間についても、私は付加保険料を納付しようとする強い意志を有していたので、申立期間の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①及び②について、特殊台帳に定額保険料のみを納付したことを示す「現」の表示が有る上、付加保険料は定額保険料に付加し、併せて納付することとされていることから、付加保険料のみ未納とされているとは考え難いこと、ii) 申立期間③について、領収済通知書において、昭和 58 年 12 月 1 日付けで郵便局において納付していることは確認できるものの、この国民年金保険料額は定額保険料額のみであることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間についても、付加保険料を納付しようとする強い意志を有していたので、申立期間の付加保険料が未納となっていることに納得できないとして、再申立てを行っている。

しかしながら、国民年金の付加保険料は、現年度納付した場合には、定

額保険料に併せて納付することができるが、過年度納付した場合には、付加保険料は納付できないものであり、申立期間①、②及び③については、付加保険料を納付できない過年度保険料として納付されていることから、再申立内容は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から47年3月まで

私は、勤務先を退職後の昭和43年7月ごろに国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、複写式の納付書により自宅で集金人に納付した。その領収書を最近まで持っていたので、申立期間が未納であるのは納得できない。なお、私の名前「A」は、いつも「B」と読み違えられていたので、誤って記録されていないかについても調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職後の昭和43年7月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、複写式の納付書により集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号管理簿により、申立人の旧姓「C」として払い出されていることが確認でき、前後の被保険者の記録及び申立人が所持する国民年金手帳の検認印の日付から、申立人は、昭和47年5月ごろ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、当時、申立人が居住していたD県E市では、国民年金手帳に印

紙を貼付し、検認する方法で国民年金保険料を収納していたことが確認でき、申立内容とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、「F（氏） B（名）」等複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から42年3月まで

昭和38年*月に出産した際、国民健康保険に加入し、同時に国民年金にも加入した。その手続は夫がA区役所で行い、国民年金保険料については、さかのぼって納付できるとの説明を受けたので、37年10月から38年8月までの分を現金で納付し、その後は、私が夫婦の保険料を集金人に納付していた。申立期間が未納となっていることは納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年8月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、加入月以前の保険料をさかのぼって納付し、それ以降は集金人に保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年12月に申立人の夫と共に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人及びその夫は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立人の夫は、昭和40年8月から42年3月までの20か月の国民年金保険料を同年12月29日に過年度納付していることが特殊台帳によ

り確認できるが、これは申立人の夫が、国民年金に加入した上記の時点で、国民年金老齢年金の受給資格（23年）を満たすには、保険料を同年4月からの現年度納付だけでは20か月不足するため過年度納付したものと推認されるのに対して、申立人は、保険料を同年4月から現年度納付すれば、受給資格を満たすことができるため、過年度納付する必要は無かったものと考えられる。

加えて、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1659

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から45年3月まで

昭和43年3月に会社を退職した後、同年9月に妻と一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、妻が集金人に3か月から6か月ごとに一緒に納付していた。申立期間の保険料について、妻は納付済みであるのに、私のみ未納とは考えられない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年9月に申立人の妻と一緒に国民年金に加入し、申立人の妻が集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認されるのに対し、申立人の妻の同手帳記号番号は43年10月に払い出され、国民年金手帳は同年9月21日に発行されていることが確認できることから、申立人の妻は、この日に国民年金に加入したものと推認でき、申立人の妻は申立人と一緒に申立期間の保険料を集金人に納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、さか

のぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで

社会保険事務所(当時)の記録照会に対する回答では、申立期間の国民年金の加入及び国民年金保険料納付の事実は確認できないとなっているが、A市に居住していた申立期間については、国民年金に加入し、保険料を納付していたはずである。改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。

しかしながら、申立人は、昭和50年9月30日に国民年金被保険者の資格を任意で取得していることが、申立人が所持している国民年金手帳により確認でき、このことは、特殊台帳及びオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年12月までの期間、44年1月から45年12月までの期間、46年1月から47年3月までの期間、同年4月から48年7月までの期間、同年8月から52年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間及び55年10月から56年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から同年12月まで
② 昭和44年1月から45年12月まで
③ 昭和46年1月から47年3月まで
④ 昭和47年4月から48年7月まで
⑤ 昭和48年8月から52年3月まで
⑥ 昭和53年1月から同年3月まで
⑦ 昭和55年10月から56年1月まで

学生であった昭和43年4月ごろ、父がA区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間④については、会計事務所に勤務していた期間であるが、自身で保険料を集金人に納付していた。申立期間⑤、⑥及び⑦については、勤務していた会計事務所を昭和48年8月に退職後、国民年金の加入手続きをB区役所で行い、自身で集金人に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について、昭和43年4月ごろ、申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれてい

たとし、申立期間④について、会計事務所に勤務していたが、自身で集金人に保険料を納付しており、申立期間⑤について、勤務していた会計事務所を48年8月に退職後、自身で国民年金の再加入手続を行い、集金人に保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月に申立人の元妻と連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない上、この時点で、申立期間①、②、③及び④は既に時効により保険料を納付できず、申立期間⑤の一部も時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立期間②のうち昭和44年12月及び申立期間④は厚生年金保険の被保険者期間であり、当該期間の国民年金保険料が納付された場合、保険料は還付されることになるが、還付された記録は無いことから、当該期間の保険料は納付されなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人は、申立期間⑥及び⑦についても集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、C市が昭和51年度以降の国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間はいずれも「未納」と記録されていることから、保険料が現年度納付されたものとは考えられず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

加えて、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 7 月 1 日から 41 年 12 月 31 日まで

申立期間①、パチンコ店のA店に、昭和 36 年 6 月から 38 年 7 月までの 25 か月間、正社員のホール係として勤務したがオンライン記録に厚生年金保険の加入期間が無いのはおかしい。厚生年金保険の記録を訂正してもらいたい。

申立期間②、パチンコ店のB店に、昭和 38 年 7 月から 39 年 7 月までの 25 か月間、正社員のホール係として勤務したがオンライン記録に厚生年金保険の加入期間が無いのはおかしい。厚生年金保険の記録を訂正してもらいたい。

申立期間③、C市のD社に昭和 39 年 7 月 1 日から 41 年 12 月 31 日まで、正社員の溶接工として勤務したが、オンライン記録に厚生年金保険の加入期間が無いのはおかしい。厚生年金保険の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A店の事業を承継している株式会社E及び複数の同僚に照会したところ、当該事業所には申立期間当時の資料は保管されておらず、同僚の一人は申立人の名前に記憶はある旨の供述をしているものの、申立人の勤務期間についての供述を得ることができなかったことから、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 1 月 1 日であることが確認でき、当該事業所及び複数の同僚に照会したところ、同日より前に当該事業所において厚生年金保険に加入

していたと回答する者は無かった。

なお、同僚の一人は、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、社員は皆、国民健康保険に加入していたので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述をしている。

申立期間②について、申立人は、B店の申立期間当時の事業主名は記憶しているものの、事業主は所在不明であり、当該事業所の事務を管理していた事業所名や同僚についての記憶が無いことから、申立人の当該事業所における勤務の実態を確認することができなかった。

また、オンライン記録において、申立期間についてB店に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

申立期間③について、D社の現在の事業主及び複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたとする供述は得られなかった。

また、当該事業所は、申立期間当時の事務を担当していた事業主及びその妻は既に死亡しており、当時の資料も残っていない旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は記録されておらず、健康保険番号も連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
④ 昭和 36 年 11 月 1 日から 39 年 6 月 30 日まで

私は、昭和 33 年 4 月 1 日から 39 年 6 月 30 日までの期間のうち、有限会社 A に 12 か月、B 株式会社 に 24 か月、C 店 に 7 か月、D 店 に 32 か月、それぞれの事業所で勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、被保険者記録が無いとの回答であった。しかし、中学校を卒業後ずっと働いていたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が有限会社 A に勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主に照会したところ、昭和 38 年以前の関連資料は保管しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除については分からない旨の供述をしている上、複数の同僚も申立人の保険料控除については分からない旨の供述をしていることから、保険料控除の有無について確認することができない。

申立期間②について、B 株式会社の元事業主に照会したところ、当該事業所は平成 4 年に廃業したため、関連資料も無く回答できない旨の供述をしている。

また、複数の同僚は、申立人のことを記憶しておらず、申立内容を確認できる供述が得られないため、勤務実態及び保険料控除の有無について確認するこ

とができない。

さらに、オンライン記録では、申立人は昭和 34 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで E 工場において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

申立期間③について、オンライン記録において C 店の名称は確認できなかったが、申立人の主張する所在地等から、申立てに係る事業所名が株式会社 F であることが推認できるものの、同社の事業主は既に亡くなっており、申立内容を確認することができない。

また、複数の同僚に照会したところ、申立内容を確認する供述が得られないため、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の適用について確認することができない。

申立期間④について、D 店の当時の事業主は既に亡くなっている上、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立期間①、②及び③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1652

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 17 日から 41 年 12 月 13 日まで
② 昭和 43 年 5 月 1 日から 46 年 3 月 3 日まで

昭和 38 年 9 月 17 日から 41 年 12 月 13 日まで又は 43 年 5 月 1 日から 46 年 3 月 3 日までの間、有限会社A（現在は、B株式会社）の社員として、C株式会社（現在は、株式会社D）に出向し、運転手として勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が空白になっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の中学校時代の同級生であり、申立人が出向していたと主張しているC株式会社で勤務していた者の供述から、勤務期間は明らかではないものの、申立人が有限会社Aで勤務していた可能性はある。

しかし、有限会社Aに照会を行った結果、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できる資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除の有無については不明である旨の回答をしており、申立内容について確認することはできない。

また、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 38 年 11 月 1 日であり、申立期間①のうち同年 9 月 17 日から同年 10 月 31 日までの期間については、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、オンライン記録から、40 年 9 月 1 日から 41 年 11 月 16 日までの期間については、同事業所とは異なる事業所であるE社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

さらに、申立期間当時、有限会社Aに勤務していた元同僚 31 人に対し照会を行ったところ、15 人から回答を得たが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について確認することはできなかった。

加えて、上記名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 31 日から 48 年 3 月 20 日まで

私は、昭和 43 年 2 月 31 日から 60 年 1 月 31 日まで合資会社Aに在職していた。年金記録では 43 年 12 月 31 日から 48 年 3 月 20 日までの被保険者記録がない。申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

法人登記簿によれば、申立人は、申立期間直前の昭和 43 年 10 月 1 日にそれまで勤務していた合資会社Aの別会社である株式会社Bの代表取締役役に就任している。しかし、オンライン記録では同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、合資会社Aの元無限責任社員で清算人である申立人の姉は、「申立人は、申立期間について主として株式会社Bに勤務していた。合資会社Aは平成 15 年に清算しており申立てに係る記録・資料は現存しないが、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者ではなく保険料も控除していない。株式会社Bの元顧問税理士にも聞いたが、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人が、昭和 43 年 12 月 31 日に合資会社Aにおける被保険者資格を喪失し、48 年 3 月 20 日に同社の被保険者資格を再び取得していることについて、申立人の姉は、「申立人は、株式会社Bが社会保険の適用事業所ではなかったことから、結婚を機に再び合資会社Aの厚生年金保険被保険者になったのだと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月1日から53年3月29日まで

オンライン記録によると、申立期間において、A株式会社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることになっている。しかし、私は、当時は株式会社Bの事業主として厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間にA株式会社と記録されているのは納得できない。また、当時の事業主としての報酬に見合った標準報酬月額になっていないので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

株式会社B及びA株式会社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、株式会社Bの事業所記号は、A株式会社の事業所記号に変更されていることから、両社は同一の事業所であることが確認できる。

また、法務局に照会したところ、昭和51年5月18日付けで、株式会社BはA株式会社に商号変更し、C県D区へ本店移転している旨の回答があり、両社は同一の法人であることが確認できる。

さらに、オンライン記録では事業所の名称を変更した場合、厚生年金保険被保険者の資格喪失時における事業所名称が表示されるため、名称変更前に退社した者の年金記録には事業所名が株式会社Bと記載され、名称変更後に退社した者の年金記録には事業所名がA株式会社と記載されていることが確認でき、当時の複数の同僚は、申立人がA株式会社と名称を変更した後も勤務していた

と供述していることから、申立人の年金記録の事業所名がA株式会社と表示されているものと考えられる。

加えて、申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、上記株式会社B及びA株式会社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている、昭和42年8月から51年7月まで申立期間の標準報酬月額は、当時の厚生年金保険の最高等級であり、同年8月以降は二番目に高い等級であったことが確認でき、オンライン記録とも一致しており、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 18 日から 53 年 3 月 31 日まで
昭和 52 年 5 月から 2 年間は、A 病院で研修医として勤務したが、オンライン記録によると、申立期間における厚生年金保険の加入記録が抜けているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 病院が保管していた「B 記録カード」から、申立人が申立期間において同事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 病院の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 53 年 4 月 1 日であり、申立期間において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 病院に照会したところ、申立期間は厚生年金保険が適用される以前の期間であり、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨の回答をしている。

さらに、申立人が記憶していた A 病院における元同僚 2 人及び同事業所で厚生年金保険に加入していた者 15 人に対し照会を行ったところ、申立人と同様に研修医として勤務していた同僚のうち 1 人は、申立期間当時は厚生年金保険に加入していなかった旨回答している。また、5 人は、オンライン記録から申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 10 月 1 日からA鉄道B局C操車場に臨時雇用員として就職し、以後D駅、E学園等を経て平成 16 年 10 月 31 日にA鉄道の後継であるF株式会社を退社した。「平成 13 年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」によると就職年月日が昭和 40 年 10 月 1 日となっているので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A鉄道の人事等を管理している独立行政法人GのH部長の回答書、平成 13 年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票及びA鉄道B局C操車場駅長の履歴書並びに雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において勤務していたことが認められる。

しかし、上記H部長に照会したところ、「臨時雇用員等から引続き職員となった者に関しては、申立期間当時の賃金台帳及び公租公課徴収等に関する資料はすべて保存年限満了と同時に廃棄しているため、資料を提出することができない。」と回答していることから、申立期間当時申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことは確認できない。

また、I共済組合に照会したところ、「昭和 38 年 10 月以降の厚生年金保険の加入については、臨時雇用員又は試用員は、A鉄道を事業主として厚生年金保険への加入が認められていたが、A鉄道のすべての職場で規定どおりに加入手続が整備されていたわけではなく、J局、工事事務所、工場等の比較的大きな職場単位で加入の手続が行われていた。」と供述している上、A鉄道B局に

において申立人と同時期に厚生年金保険を資格取得した複数の元同僚に照会したところ、33人中30人は「昭和40年10月1日以前から勤務しているが、申立期間当時は臨時雇用員（*種又は*種）の期間であり、厚生年金保険に加入したのは同年12月1日となっている。」と供述していることから、当時A鉄道B局においては、必ずしも採用された従業員のすべてを臨時雇用員の時期から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から平成元年 6 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)の回答では、A事務所における昭和 57 年 4 月 1 日から平成元年 6 月 1 日までの厚生年金保険の記録が抜けている。この間は、A事務所若しくは株式会社Bでの厚生年金保険の適用になっていると思われるので調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入されたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について昭和 57 年 4 月 1 日から 62 年 12 月 31 日まではA事務所に、63 年 1 月 1 日から平成元年 6 月 1 日までは株式会社Bに勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び申立人の勤務に係る記憶から推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事務所は平成元年 6 月 15 日に、また、株式会社Bは元年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前の申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、株式会社Bの事業主は「平成元年 6 月 1 日に厚生年金保険任意適用の申請を行った。それ以前は各個人が国民年金に加入していたと思う。」と回答している。

さらに、複数の同僚は「A事務所及び株式会社Bは設立当初は厚生年金保険の適用事業所でなく、平成元年 6 月に適用事業所になり、それ以前は給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答をしている。

加えて、オンライン記録から、複数の同僚は、平成元年 5 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる上、厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 26 日から同年 9 月 19 日まで
② 昭和 51 年 7 月 1 日から同年 10 月 21 日まで

私は、調理師として、昭和 38 年 3 月 26 日から同年 9 月 19 日までA市にあったB店に、51 年 7 月 1 日から同年 10 月 21 日までC市D区にあったE店に勤めていました。健康保険証を事業主からもらっていたのに、年金記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は「B店」に勤務していたと主張しているが、当該事業所は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できず、申立期間当時の昭和 38 年A市内職業別電話帳にも当該事業所は記載されていないため、当該事業所の所在については確認できない。

また、「B店」における法人登記は確認できないため事業主が特定できず、申立人は同僚を記憶していないため、当該事業所における勤務実態等を確認することができない。

申立期間②について、申立人が勤務していたと主張している「E店」は、オンライン記録において適用事業所として確認できないものの、昭和 51 年C市内職業別電話帳、及び当時の住宅地図において「F店」との記載があることから、申立人が主張している「E店」と推定される事業所が存在していたことは確認できる。

しかし、「F店」における法人登記は確認できないため事業主が特定できず、また、申立人は同僚を記憶していないため、申立人の当該事業所における勤務

実態等を確認することはできない。

また、申立期間②における申立人の雇用保険の加入記録は無い。

なお、申立人は「申立期間中、健康保険証をもらっていた。」と主張していることから、国民健康保険組合に照会をしたものの、申立期間①及び②について申立人の国民健康保険の適用を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月 15 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 45 年 1 月 21 日から 46 年 1 月 21 日まで

昭和 44 年 1 月 15 日から 46 年 1 月 21 日まで A 事務所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険加入期間が 44 年 12 月 1 日から 45 年 1 月 21 日までとなっているのはおかしいので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 事務所に勤務していた複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、資格取得年月日「44.12.1」、資格喪失年月日「45.1.21」と記載されている上、申立人の備考欄には、健康保険証の返却があったことを示す「証返」及び「45/2」の記載が確認できる。

また、申立人の雇用保険被保険者記録によると、被保険者となった日は昭和 44 年 12 月 1 日、離職日は 45 年 1 月 1 日となっており、厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所は、平成 2 年 12 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も亡くなっているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料及び供述を得ることはできない。

加えて、当該事業所の複数の同僚は、「中途採用者に対する社会保険の取扱いは個人により異なっていた。」、「私は、入所後 2 か月を経過してから厚生年

金保険に加入していたと思う。」と供述しているほか、申立人の同僚が記憶している当時の従業員のうち、上記被保険者名簿に、その氏名の記載が無い者が複数名みられることから、申立期間当時、当該事業所においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

なお、B会が保管する当該事業所の昭和44年度及び45年度の「使用人報告書」には、申立人の氏名の記載はみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで

A株式会社B工場（入社時は、C株式会社D工場）が閉鎖になったので、姉の家から同社E工場に通っていた。義兄と一緒にE工場で勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A株式会社B工場閉鎖後、姉の家から同社E工場に勤めていたと主張している。

しかしながら、当時の同僚は「申立人がF県に来たのは、私がE工場に来た昭和31年4月1日より後であった。」と供述している上、申立人の姉は「私はB工場を昭和31年3月に退職後、F県に行き、別の事業所でしばらく働いていた。その後生まれた長男が2歳から3歳のころに申立人がF県へ行き、主人と同じ会社に通っていた。」と供述している。このことから、申立人がA株式会社E工場に勤務し、厚生年金保険の被保険者となったと主張しているのは、昭和37年6月18日からの被保険者記録が確認できるG株式会社H工場における被保険者期間と誤認している可能性がうかがわれる。

また、A株式会社の事業を引き継いでいるI株式会社は、「申立期間当時の人事記録や賃金台帳は保管しておらず不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立人はA株式会社を退職後Jに入った記憶が有り、K省の人事記

録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 31 年 7 月 2 日から 34 年 9 月 18 日まで J に在職していたことが確認できる。

加えて、申立期間に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号は連続し、欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1661

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 21 日から 39 年 4 月 4 日まで
(A株式会社)
② 昭和 39 年 4 月 6 日から 40 年 1 月 16 日まで
(B株式会社)

年金の裁定請求時に、申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最後の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、昭和 40 年に脱退手当金が支給されていることを意味する「40 脱」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の同年 9 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。